

農地集積促進事業(農山漁村未来創造事業)

課題

- ・ 貸し手が少なく農地集積が進まない。
- ・ 農地のマッチングに当たっては農地等の条件整備が必要

方向性

- ・ 短期の農地の貸付けに対する協力金の創設
- ・ 農地集積の障壁となる耕作放棄地の解消
- ・ 借受け側の経営面積の拡大に伴う機械・施設の整備

目的

農地中間管理事業による担い手への農地集積を促進するため、農地貸付者に対し協力金を交付するとともに、農地の一体的な集積に必要な耕作放棄地の解消及び経営面積の拡大に必要な農業用機械・施設の導入整備を支援する。

共通事項

- ・ 当事業の実施は、農地中間管理機構を通じた農地貸借が行われていること及び、農地の借り手側については、「実質化された人・農地プラン」において、地域の担い手として位置づけられていることを条件とする。
- ・ 指定期間は令和3年3月1日から12月末までとする。

①農地貸付促進協力金

農地の貸し手に対し、農地貸付面積に応じて協力金を交付する。

○交付要件

- ・ 5年以上の農地貸借契約を農地中間管理機構と締結すること
- ・ 指定期間内に30a以上の貸付けが行われること
- ・ ただし、山間地域にあっては10a以上とする
- ・ 国の経営転換協力金との重複交付はできない

※1 新規の貸借契約とし、利用権設定等からの移行(付替)は認めない。

※2 山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分について」において、山間農業地域に位置づけられている地域に限る。

○交付率

- ・ 10a当たり、1万円以内(定額) ※a単位以下切り捨

②耕作放棄地再生支援事業

農地を一体的に集積するために必要となる、耕作放棄地の解消の取組を支援する。

○交付要件

- ・ 5年以上の農地貸借契約を農地中間管理機構と締結すること
- ・ 対象農地は、市町村等が実施する荒廃農地調査でA分類に区分された農地
- ・ 再生した農地で5年以上営農を継続すること

○対象経費

- ・ 対象農地の再生作業に要する経費、雑木・草の除去、深耕、整地、土壌改良資材の投入、畦畔や進入路など軽微な補修等

○交付率

- ・ 10a当たり、7万円以内(定額)
※土壌改良資材の投入については3万円以内

③経営拡大支援事業

農地の借受けにより、規模の拡大や作業の効率化を図るために必要な機械等の導入整備を支援する。

○要件

	新たな機構借受	機構借受合計
R3年度(交付要件)	1ha以上 (指定期間内)	5ha以上 (指定期間末時点)
R5年度(成果目標)	3ha以上 (指定期間から目標年度※2)	10ha以上 (目標年度末時点)

☆(新設)露地野菜・果樹の作付けを目的とする場合

	新たな機構借受	機構借受合計
R3年度(交付要件)	露地野菜 0.4ha以上 果樹 0.3ha以上 (指定期間内)	露地野菜 1.5ha以上 果樹 1ha以上 (指定期間末時点)
R5年度(成果目標)	露地野菜 1ha以上 果樹 0.7ha以上 (指定期間から目標年度※2)	露地野菜 3ha以上 果樹 2ha以上 (目標年度末時点)

※1 借受面積には利用権設定等からの移行(付替)も含むことができる。

※2 目標年度は事業実施の翌々年度とする。

※3 権利設定の目的が「露地野菜」「果樹」である農地の面積要件

○対象機械・施設

- ・ 運搬車両、フォークリフト等の汎用性の高いものは除く
- ・ 農業の生産・流通に直接関係する施設であること

○交付率

- ・ 3/10以内(上限2,000千円)
※予算に限りがあるため、応募状況によっては年度途中で応募を終了する場合があります